

# 日本弁理士会

## 平成19年度事業計画

### プロフェッショナルの真髄を極めよう

#### 【基本方針】

1. 弁理士業務の高度化・広域化を推進するとともに、研修・人材育成事業を拡充する。
2. 知財立国の実現に向けて社会貢献活動を展開し、社会の期待に応える。
3. 弁理士法の改正に引き続き対応し、弁理士制度の基盤整備及び充実を図る。
4. 特許事務所の基盤整備を支援する。
5. 会務運営の基盤を強化するとともに、会員サービスの向上を図る。

#### 【現状認識】

我が国知的財産戦略は2006年度より第2期に入り、世界最先端の知財立国を目指して、知的財産の創造、保護、活用並びにコンテンツ及び知財人材育成の各分野において、国際的・総合的な視野から様々な改革が行われている。

知的財産の専門職として、弁理士に対する社会の期待は大きい。昨年度には弁理士制度について検討が行われた結果、弁理士の資質の向上及び責任の明確化、並びに知的財産に関する専門サービスに対する多様なニーズに適確に対応することを目的とした弁理士法の一部改正が国会で審議されている。

出願件数が頭打ちとなる中で、弁理士は、弁理士法改正の趣旨を踏まえて、自らの将来を切り開いていかなければならない。

平成19年度から日本弁理士会会長の任期は2年となり、従来よりも長期的な視野から計画を立てることが可能になった。2年任期の利点を生かし、弁理士業のさらなる発展を目指して、本年度は次のような事業計画に沿って日本弁理士会の運営を行う。

#### 【具体的事業】

##### 1. 弁理士業務の高度化・広域化の推進と研修・人材育成事業の拡充

知財専門職として弁理士の一層のレベルアップを図るため、次の事業を展開する。

##### 1.1. 弁理士業務の調査研究

権利取得に関わる弁理士の本来業務については一層の高度化を図るとともに、周辺業務についても弁理士の活躍の場を広げる。

- (1) 専門委員会及び附属機関において、弁理士の本来業務（権利化業務）の高度専門化に関する調査研究を行う。（平成20年度に研修等の具体的施策を展開することを視野に入れ、平成19年度中にその成果を会員に還元す

る。)

- (2) 専門委員会及び附属機関において、弁理士業務の広域化のため、いわゆる周辺業務における弁理士の活躍の場を確立するための調査研究を行う。  
(平成20年度に研修等の具体的施策を展開することを視野に入れ、平成19年度中にその成果を会員に還元する。)

### 1.2. 研修・人材育成事業の拡充

研修所や知財ビジネスアカデミー等による研修事業の一層の充実を図るとともに、専門委員会や附属機関、さらには大学等の外部組織の支援も得て、人材育成事業の充実を図る。

- (1) 研修所、知財ビジネスアカデミー等における研修コンテンツの充実を図る。
- (2) 外部組織との連携を視野に入れて、顧客の経営戦略にも関与できる「総合アドバイザー」型の弁理士を育成するための枠組みを作る。(平成20年度からの稼働を目指す。)
- (3) 付記弁理士登録のための能力担保研修及び関連研修を引き続き充実させる。
- (4) 他士業との連携を進める。

### 1.3. インターン制度の創設

新人弁理士にとってのキャリア形成の枠組みを提供する。

- (1) 新人弁理士が希望すれば、一定期間特許事務所で研修を受けられる制度(インターン制度)を創設する。(平成19年度の試験合格者が利用できるようにする。)

### 1.4. 積極的な広報活動の展開

- (1) 弁理士業務の内容について社会に対する周知を図る。
- (2) 日本弁理士会の取り組みを対外的に発信する。
- (3) 弁理士の日記念事業を企画・実行する。

## 2. 知財立国の実現に向けた社会貢献活動の展開と社会の期待への対応

知的財産立国の実現のため、弁理士及び日本弁理士会に対する社会の期待は大きい。知財のリーダーとして、引き続き、知財立国政策の実現に向けて行動するとともに、全国の各支部及び知的財産支援センターを中心に地域における知財活動の支援を展開する。

### 2.1. 国家政策の支援

- (1) 知財立国実現に向けた政策提言を積極的に行う。
- (2) 審査迅速化に協力する。
- (3) 知財推進計画に対応して必要な施策を講じる。

## 2.2. 産学官連携の支援（大学支援等）

- (1) 大学との連携を強化し、大学における知財活動を支援する。
- (2) 大学の知財活動を支援する人材を育成する。

## 2.3. 中小・ベンチャー企業の知財戦略支援

- (1) 知財を生かした企業経営の観点から、中小・ベンチャー企業における戦略的な知財活動を支援する。
- (2) 優良中小企業・地域団体の紹介等、中小企業等の知財活動を広報面から支援する。

## 2.4. 地域のニーズに即した地域知財活動の推進

- (1) 知的財産支援センター及び支部とともに、知財協定に沿った支援事業を実施する。
- (2) キャラバン活動を継続し、地域のユーザーを対象とした知財に関するイベントを企画・実行する。
- (3) 弁理士知財支援ネットを活用して地域ユーザーのニーズに対応するとともに、地域におけるニーズの受け皿作りをその地域の実情を踏まえて検討する。
- (4) 支部と知的財産支援センターとの間の役割分担と連携を図るとともに、支援事業用ツールの共通化等、事業の効率化を進める。

## 2.5. 人材育成（知財教育）への協力

- (1) セミナー等へ講師や相談員を派遣する。
- (2) 講師、相談員となる人材を育成する。
- (3) 学生のための知財コンテストに主催者として関与する。

## 2.6. 知的財産に関する研究活動と社会への還元

- (1) 中央知的財産研究所、知的財産価値評価推進センター、その他専門委員会における研究成果を外部へ積極的に発表する。

## 2.7. 国際的な貢献

- (1) 国際的な権利取得・審査迅速化に向けた施策に協力する。
- (2) 途上国における弁理士制度の普及に努める。
- (3) 継続的な国際交流活動を通じ、国際的なネットワークを構築する。
- (4) 日本弁理士会から海外へ積極的に情報を発信する。

## 3. 弁理士法改正への対応及び弁理士制度の基盤整備と充実

改正弁理士法では、知的財産の専門職として多様なニーズに対応するため、弁理士の業務範囲が拡大される一方、弁理士の資質の維持及び向上を図るため、研修の定期的受講が義務化されるとともに、業務独占資格である弁理士の責任の一層の明

確化が求められる。そこで、改正弁理士法の施行に備えて平成19年度には次のような事業を展開する。

### 3.1. 改正弁理士法の会員への周知

- (1) 会員向けに改正弁理士法に関する説明会を実施する。
- (2) 弁理士の責任の明確化への対応等を主題に、事務所との意見交換会を実施する。

### 3.2. 政省令改正等への対応

- (1) 改正弁理士法の施行に向けて政省令の整備に対応する。
- (2) 弁理士法改正関連事項について引き続き対応する。

### 3.3. 研修所における弁理士法改正に伴う新たな研修制度の準備

- (1) 既登録会員を対象とする資質向上のための研修の準備をし、平成20年度から実施できるようにする。
- (2) 弁理士登録をしようとする者に対する実務能力を担保するための実務修習の準備をし、平成20年度から実施できるようにする。

### 3.4. 例規改正の検討及び実施

- (1) 弁理士法の改正に伴って必要な例規の改正案を検討する。

### 3.5. 弁理士に関する情報公開の検討

- (1) 改正弁理士法に対応した弁理士情報の公開のあり方について検討する。(平成20年度からの実行を目指す。)

### 3.6. 弁理士の責任の明確化と職域問題への対応

- (1) 倫理ガイドラインを見直し、利益相反の基準を明確化する。(平成19年度中)
- (2) 処分制度の運用基準を整備する。(平成19年度中)
- (3) 補助者の位置付けについて、特許事務所等における対応の指針を策定する。(平成19年度中)
- (4) 弁理士の職域の問題に対応する。

## 4. 特許事務所の基盤整備の支援

弁理士に対する信頼を維持向上させるためには、特許事務所の業務基盤を安定させることが重要である。そこで、特許事務所の基盤整備を支援するため、次のような事業を行う。

### 4.1. 業務標準の確立と事務所の基盤整備の支援

- (1) 弁理士の義務(秘密保持、監督責任等)について弁理士業務に関する標準(業務標準)を策定する。(平成19年度中にその成果を会員に還元する。)

- (2) 事務所の基本的な業務の標準化について調査研究する。(平成19年度中にその成果を会員に還元する。)
- (3) 弁理士報酬に関する規則の趣旨を会員に周知するとともに、ユーザーの意見を聴く。(平成19年度中)
- (4) 補助人材の育成を支援する。

#### 4.2. 将来の特許事務所のビジネスモデルの研究

- (1) 産業構造の変化に対応した将来の特許事務所のビジネスモデルについて検討する。(平成19年度中にその成果を公表する。)

#### 4.3. 災害対策シミュレーション

- (1) 災害発生から業務再開までの復興手順等を研究する。(平成19年度中にその成果を公表する。)

### 5. 会務運営の基盤強化と会員サービスの向上

日本弁理士会の収入は会員の会費によって賄われている一方、その活動は会員のボランティアによって支えられている。会員が7000人を超えた今日、日本弁理士会の会務運営の基盤整備と活性化・効率化を推進する。

#### 5.1. 会務活動における情報システムの積極的な活用

- (1) テレビ会議システムの積極的な活用を推進する。
- (2) 委員会資料の電子化を推進する。
- (3) 個人情報保護法に配慮しつつ、会員情報のデータベースを整備する。

#### 5.2. 福利厚生共済事業の取扱

- (1) 平成19年内に共済事業のあり方について結論を出す。
- (2) 必要な例規の改正を行う。

#### 5.3. 支部が積極的に活動できるための仕組み作り

- (1) 支部と本会との間で情報を共有し、意思疎通を図る。
- (2) 支部の実情を踏まえて、支部と本会との役割分担を進める。

#### 5.4. 会務参加の推進

- (1) 会務参加を促進する「ポイント制」の制度設計を行う。(平成20年度中の実施を目指す。)
- (2) 支援活動に伴う負担の公平化の方策を検討する。(平成19年度中に具体的な提言をまとめる。)

#### 5.5. 会員サービスの向上

- (1) 会員に対する情報伝達手段として、電子的な情報伝達手段の利用を積極的に進める。

- (2) 業務支援システムのコンテンツの充実を図る。
- (3) 業務の国際化に対応し、国際活動センター等を通じて外国知財情報を収集し会員へ伝達する。
- (4) 登録料等の適正化について検討する。
- (5) 実質的に休業している会員の会費のあり方について検討する。
- (6) 特許事務所以外の会員にとっての日本弁理士会の価値向上について検討する。

以上

平成19年度  
日本弁理士会地域知財活動計画

地域知財活動本部

1. 地域知財活動本部について

日本弁理士会（以下、本会という）は、本年度事業計画「地域のニーズに即した地域知財活動の推進」を図るため、付属機関としての知的財産支援センター（以下、支援センターという）の他に、会長直属の組織として地域知財活動本部（以下、本部という）を設置する。本部は、本会による地域知財活動の企画、調整、実行を統括する。

2. 本部の構成

- (1) 本部は、本部長1名、総括副本部長1名、副本部長若干名をもって構成する。
- (2) 本部長は会長がこれにあたり、副本部長は会長より指名された副会長その他の地域知財活動関係者がこれにあたる。
- (3) 本部の下に、当本部の企画実行をサポートする地域知財活動本部企画調整委員会を設ける。

3. 本部の位置付け及び役割分担

(1) 弁理士知財支援ネットとの関係

本部は、一昨年度に構築した弁理士知財支援ネット（別紙）を統括する機関として位置付ける。

(2) 支援センターとの関係

支援センターは、年間事業計画に基づく各種の知財支援活動を自主的に遂行する。一方、同センターの事業計画に基づかない、全国各地域の支部や外部団体等からの要請に対応すると共に本会として実施が必要と認めた支援事業については、本部の指揮のもと、弁理士知財支援ネットに基づいて本会全体で対応し、その調整は本部が担当するものとする。なお、支部の自主性を尊重するため、支援センターは、その自主的事业であっても、支部への委託可能性を考慮する。

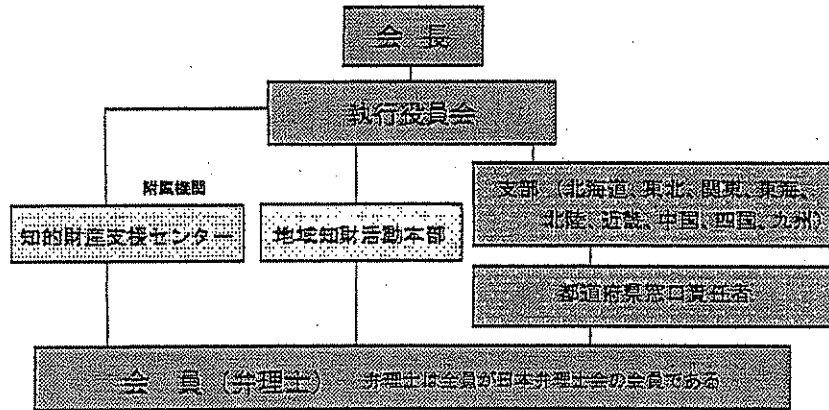
(3) 支部との関係

本会は、弁理士知財支援ネット（支部の下部機関としての窓口責任者を含む）を介した支援要請に支部が自主的に対応することを委ねるものとし、支部が対応できない部分については、本部や支援センターが協力する。

4. 本年度の事業計画

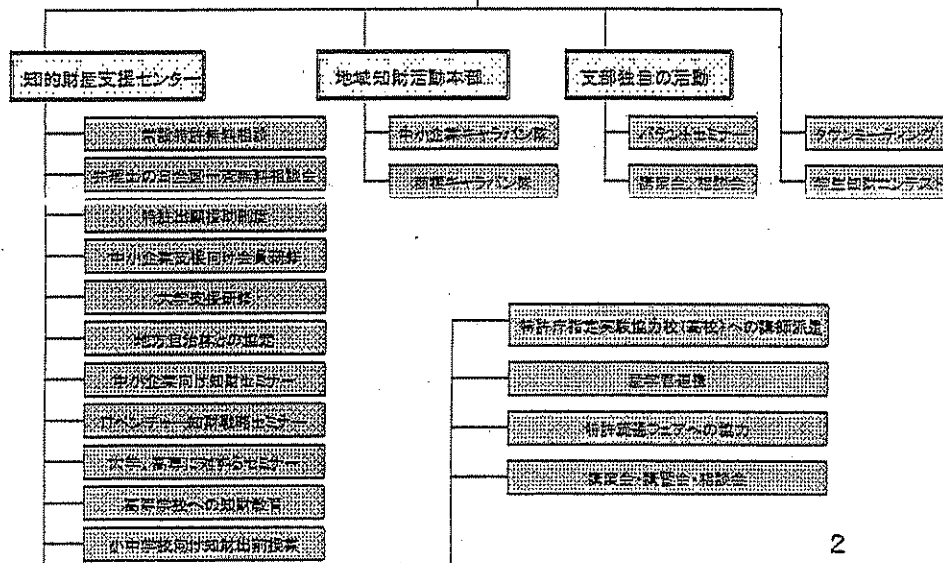
- (1) 知財フェスタ、タウンミーティングの開催
- (2) 商標・意匠キャラバン活動、中小企業キャラバン活動の実施
- (3) 大都市圏以外の地域における知的財産サービスの受け皿作りの検討及び具体化
- (4) 知的財産活用優良企業等の表彰制度に対する推薦基準案の策定
- (5) 地域知財活動報告の作成、及び広報活動への取り組み
- (6) その他

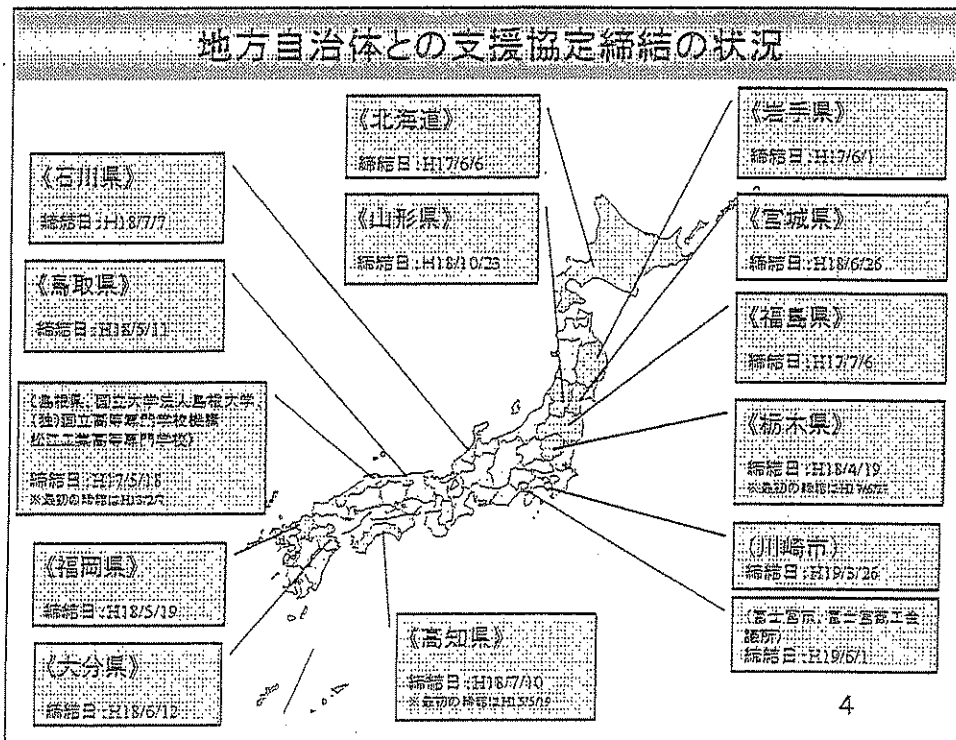
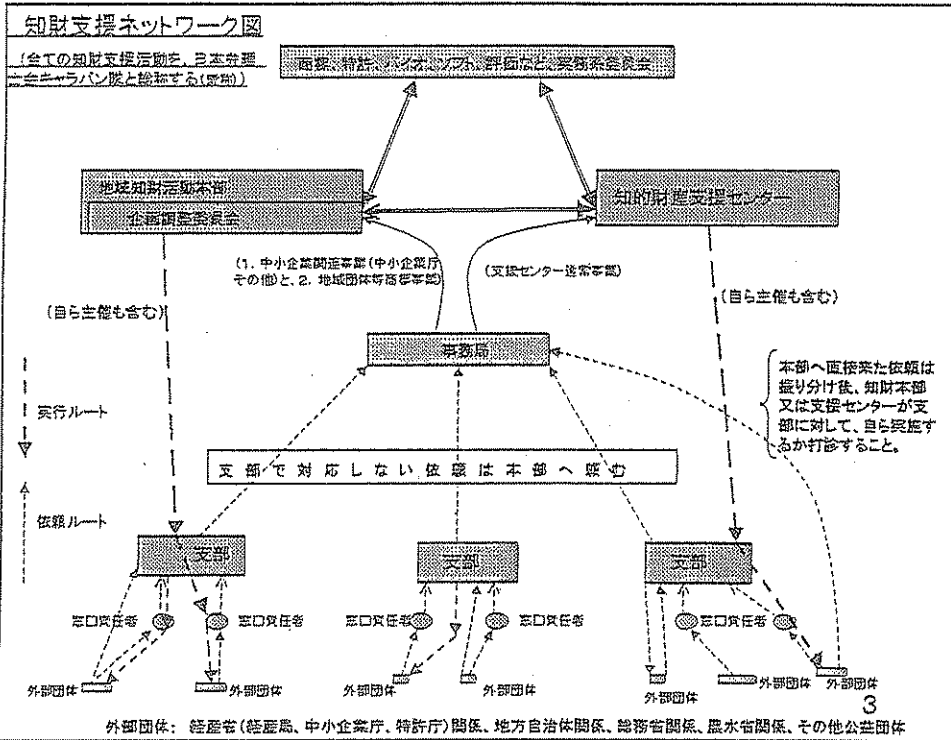
## 知財支援に関連する 日本弁理士会の組織の概要



日本弁理士会 知的財産支援センター  
事務局 TEL:03-3519-2709 FAX:03-3519-2706 E-MAIL:shien@jppa.or.jp

## 「日本弁理士会キャラバン隊」の活動 《全国知財支援活動》





## ●日本弁理士会会員の分布状況

(2007年06月30日現在)

## 1. 会員数及び種別 7,337

・弁理士(自然人)	7,264	99.01%
・特許業務法人	73	0.99%

## 2. 弁理士性別内訳

・男	6,422	88.4%
・女	842	11.6%

## 3. 弁理士年齢分布

・20歳以上～25歳未満	15	0.2%
・25歳以上～30歳未満	272	3.7%
・30歳以上～35歳未満	983	13.5%
・35歳以上～40歳未満	1,124	15.5%
・40歳以上～45歳未満	894	12.3%
・45歳以上～50歳未満	739	10.2%
・50歳以上～55歳未満	612	8.4%
・55歳以上～60歳未満	791	10.9%
・60歳以上～65歳未満	659	9.1%
・65歳以上～70歳未満	545	7.5%
・70歳以上～75歳未満	281	3.9%
・75歳以上～80歳未満	188	2.6%
・80歳以上～85歳未満	106	1.5%
・85歳以上～90歳未満	24	0.3%
・90歳以上～	31	0.4%

○最小年齢	23歳	4名
○最高年齢	101歳	1名
○平均年齢	48.99歳	

## 4. 弁理士最終学歴(文理)内訳

・文科系	1,626	22.4%
・理科系	5,527	76.1%
・その他	111	1.5%

## 5. 弁理士資格取得別

・弁理士試験	6,194	85.3%
・特許庁有資格者	671	9.2%
・弁護士	372	5.1%
・経衡試験	22	0.3%
・高等試験(行政科・司法科)	5	0.1%
・その他	0	0.0%

## 6. 弁理士在会年数(再登録は不算入)

・5年未満	2,890	39.8%
・5年以上～10年未満	1,195	16.5%
・10年以上～15年未満	685	9.4%
・15年以上～20年未満	624	8.6%
・20年以上～25年未満	504	6.9%
・25年以上～30年未満	426	5.9%
・30年以上～35年未満	398	5.5%
・35年以上～40年未満	215	3.0%
・40年以上～45年未満	183	2.5%
・45年以上～50年未満	86	1.2%
・50年以上～55年未満	39	0.5%
・55年以上～60年未満	12	0.2%
・60年以上～65年未満	2	0.0%
・65年以上～70年未満	3	0.0%
・70年以上	2	0.0%

○最長在会年数	70年	2名
○平均在会年数	12.36年	

## 7. 弁理士の就業形態別

	主たる事務所		従たる事務所	
・特許事務所経営	2,218	30.5%	293	4.0%
・特許事務所勤務	2,569	35.4%	215	3.0%
・特許事務所共同経営	769	10.6%	137	1.9%
・会社勤務	1,157	15.9%	76	1.0%
・法律事務所勤務	39	0.5%	0	0.0%
・特許業務法人経営	190	2.6%	54	0.7%
・特許業務法人勤務	256	3.5%	80	1.1%
・弁護士法人経営	13	0.2%	0	0.0%
・弁護士法人勤務	8	0.1%	1	0.0%
・その他(非営利団体勤務等)	42	0.6%	7	0.1%
・その他	3	0.0%	0	0.0%
	7,264		863	

## 8. 主たる事務所における弁理士人数

弁理士数	事務所数	小計	弁理士割合	事務所割合
・1人	2,284	2,284	31.4%	68.3%
・2人	479	958	13.2%	14.3%
・3人	214	642	8.8%	6.4%
・4人	102	408	5.6%	3.1%
・5人	60	300	4.1%	1.8%
・6人	58	348	4.8%	1.7%
・7人	30	210	2.9%	0.9%
・8人	18	144	2.0%	0.5%
・9人	13	117	1.6%	0.4%
・10人以上～15人未満	42	487	6.7%	1.3%
・15人以上～20人未満	17	287	4.0%	0.5%
・20人以上～25人未満	8	178	2.5%	0.2%
・25人以上～30人未満	5	132	1.8%	0.1%
・30人以上～35人未満	1	30	0.4%	0.0%
・35人以上～40人未満	0	0	0.0%	0.0%
・40人以上～45人未満	2	86	1.2%	0.1%
・45人以上～50人未満	2	96	1.3%	0.1%
・50人以上～55人未満	3	155	2.1%	0.1%
・55人以上～60人未満	2	112	1.5%	0.1%
・60人以上～65人未満	1	63	0.9%	0.0%
・65人以上～70人未満	0	0	0.0%	0.0%
・70人以上～75人未満	2	144	2.0%	0.1%
・75人以上～80人未満	0	0	0.0%	0.0%
・80人以上	1	83	1.1%	0.0%
	3,344	7,264		

## 9. 複数事務所・支所に属する弁理士数の内訳

箇所	人数
・2箇所	589
・3箇所	85
・4箇所	14
・5箇所	13
・6箇所	2
・7箇所	0
・8箇所	0
・9箇所	0
・10箇所以上～15箇所未満	0
・15箇所以上	0
○合計	703

注) 9. の箇所は、主たる事務所+従たる事務所の合計

## 10. 弁理士の地域別分布

北海道	主たる事務所		従たる事務所		合計
	数	割合	数	割合	
・北海道	18	0.2%	5	0.6%	23
○合計	18	0.2%	5	0.6%	23

東北	主たる事務所		従たる事務所		合計		
	数	割合	数	割合			
	・青森県	2	0.0%	3		0.3%	5
	・岩手県	3	0.0%	1		0.1%	4
	・宮城県	6	0.1%	5		0.6%	11
	・秋田県	3	0.0%	2		0.2%	5
	・山形県	4	0.1%	4		0.5%	8
・福島県	6	0.1%	2	0.2%	8		
○合計	24	0.3%	17	2.0%	41		

関東	主たる事務所		従たる事務所		合計		
	数	割合	数	割合			
	・茨城県	57	0.8%	10		1.2%	67
	・栃木県	10	0.1%	3		0.3%	13
	・群馬県	19	0.3%	2		0.2%	21
	・埼玉県	94	1.3%	23		2.7%	117
	・千葉県	110	1.5%	30		3.5%	140
	・東京都	4,340	59.7%	423		49.0%	4,763
	・神奈川県	471	6.5%	43		5.0%	514
	・山梨県	6	0.1%	4		0.5%	10
○合計	5,107	70.3%	538	62.3%	5,645		

東海	主たる事務所		従たる事務所		合計		
	数	割合	数	割合			
	・長野県	30	0.4%	11		1.3%	41
	・岐阜県	44	0.6%	12		1.4%	56
	・静岡県	42	0.6%	10		1.2%	52
	・愛知県	322	4.4%	73		8.5%	395
・三重県	9	0.1%	0	0.0%	9		
○合計	447	6.2%	106	12.3%	553		

北陸	主たる事務所		従たる事務所		合計		
	数	割合	数	割合			
	・新潟県	8	0.1%	10		1.2%	18
	・富山県	6	0.1%	1		0.1%	7
	・石川県	6	0.1%	1		0.1%	7
・福井県	8	0.1%	3	0.3%	11		
○合計	28	0.4%	15	1.7%	43		

近畿	主たる事務所		従たる事務所		合計		
	数	割合	数	割合			
	・滋賀県	31	0.4%	3		0.3%	34
	・京都府	108	1.5%	13		1.5%	121
	・大阪府	1,175	16.2%	90		10.4%	1,265
	・兵庫県	142	2.0%	17		2.0%	159
	・奈良県	30	0.4%	2		0.2%	32
・和歌山県	5	0.1%	2	0.2%	7		
○合計	1,491	20.5%	127	14.7%	1,618		

中国	主たる事務所		従たる事務所		合計		
	数	割合	数	割合			
	・鳥取県	3	0.0%	3		0.3%	6
	・島根県	2	0.0%	1		0.1%	3
	・岡山県	14	0.2%	1		0.1%	15
	・広島県	18	0.2%	7		0.8%	25
・山口県	4	0.1%	0	0.0%	4		
○合計	41	0.6%	12	1.4%	53		

四国	主たる事務所		従たる事務所		合計		
	数	割合	数	割合			
	・徳島県	6	0.1%	1		0.1%	7
	・香川県	5	0.1%	1		0.1%	6
	・愛媛県	5	0.1%	3		0.3%	8
・高知県	2	0.0%	7	0.8%	9		
○合計	18	0.2%	12	1.4%	30		

九州	主たる事務所		従たる事務所		合計		
	数	割合	数	割合			
	・福岡県	45	0.6%	8		0.9%	53
	・佐賀県	3	0.0%	0		0.0%	3
	・長崎県	2	0.0%	0		0.0%	2
	・熊本県	6	0.1%	0		0.0%	6
	・大分県	2	0.0%	0		0.0%	2
	・宮崎県	1	0.0%	0		0.0%	1
	・鹿児島県	3	0.0%	9		1.0%	12
	・沖縄県	6	0.1%	3		0.3%	9
○合計	68	0.9%	20	2.3%	88		

国外	主たる事務所		従たる事務所		合計		
	数	割合	数	割合			
	・アジア州	2	0.0%	3		0.3%	5
	・大洋州	2	0.0%	0		0.0%	2
	・アフリカ州	0	0.0%	0		0.0%	0
	・欧州	2	0.0%	1		0.1%	3
	・NIS(旧ソ連)	0	0.0%	0		0.0%	0
	・北米州	16	0.2%	7		0.8%	23
	・南米州	0	0.0%	0		0.0%	0
○合計	22	0.3%	11	1.3%	33		

東京都詳細	主たる事務所		従たる事務所		合計		
	数	割合	数	割合			
	・千代田区	1,135	15.6%	72		8.3%	1,207
	・中央区	536	7.4%	31		3.6%	567
	・港区	1,187	16.3%	129		14.9%	1,316
	・新宿区	396	5.5%	53		6.1%	449
	・文京区	71	1.0%	17		2.0%	88
	・台東区	81	1.1%	3		0.3%	84
	・墨田区	14	0.2%	5		0.6%	19
	・江東区	16	0.2%	1		0.1%	17
	・品川区	72	1.0%	5		0.6%	77
	・目黒区	17	0.2%	1		0.1%	18
	・大田区	48	0.7%	7		0.8%	55
	・世田谷区	42	0.6%	6		0.7%	48
	・渋谷区	226	3.1%	11		1.3%	237
	・中野区	25	0.3%	3		0.3%	28
	・杉並区	52	0.7%	13		1.5%	65
	・豊島区	121	1.7%	10		1.2%	131
	・北区	15	0.2%	4		0.5%	19
	・荒川区	33	0.5%	1		0.1%	34
	・板橋区	17	0.2%	3		0.3%	20
	・練馬区	11	0.2%	3		0.3%	14
	・足立区	5	0.1%	0		0.0%	5
	・葛飾区	3	0.0%	1		0.1%	4
	・江戸川区	10	0.1%	1		0.1%	11
	・23区外	207	2.8%	43		5.0%	250
	○合計	4,340	59.7%	423		49.0%	4,763

注) %の和は小数点処理の関係上100%にならないことがある